

## ～はじめに(条例を制定した経緯)～

区は、14年に「すぎなみ環境目的税条例」を制定し、マイバッグ等持参率60%を目標にレジ袋削減に取り組んできましたが、17年7月時点で35.2%という全国でもっとも高い結果になりましたが、目標である60%を達成する見込みは困難な状況にありました。

こうした中、海外の事例や、19年1月に実施したレジ袋有料化実証実験により、レジ袋有料化がレジ袋の使用の抑制に有力な手段となることが確認され、この取組を推進する条例化を図るにいたりました。区民・事業者の皆さんは、レジ袋の使用の抑制をきっかけに、使い捨てなどを見直し、より環境にやさしいライフスタイルへの転換を図っていきましょう。

## Q 条例のポイントは？

この条例のポイントは、以下の3項目です。

1. レジ袋多量使用事業者（①前年度のレジ袋の使用枚数が20万枚以上②マイバッグ等持参率60%以上の目標が未達成③食料品等販売業の許可を得ている、以上の①②③を満たす事業所を有する事業者）は、21年度までに目標を達成するため、レジ袋有料化等計画書を対象事業所ごとに作成し、20年6月30日までに、区長に提出しなければならないことです。（②については、規則で定める。）
2. レジ袋有料化等計画書を提出した事業者は、目標を達成するため、レジ袋有料化等計画書に基づき、対象事業所等において、レジ袋有料化等の取組を行わなければならないことです。（条例第七条）
3. 区は、計画書を提出しない事業者、虚偽の記載をした事業者、立入調査を拒んだりした事業者、また、レジ袋有料化等の取組が著しく不十分な事業者に勧告を行い、勧告に従わない事業者を公表することができます。ただし、レジ袋有料化等の取組が著しく不十分な事業者の公表については、環境清掃審議会の意見を聴いて、公表することができます。（条例第十五条・第十六条）

## 目的

第一条 この条例は、杉並区環境基本条例（平成九年杉並区条例第三号）の精神にのっとり、杉並区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、レジ袋有料化その他これに準じたレジ袋の使用を抑制する効果を有する取組（以下「レジ袋有料化等の取組」という。）の推進に関する必要な事項を定めることにより、環境に負荷を与える象徴の一つであるレジ袋の使用の抑制を図り、もって資源が循環して利用される都市の形成に寄与することを目的とする。

## 定義

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 レジ袋 事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）において、商品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいう。  
二 レジ袋有料化 レジ袋を有償で譲渡することをいう。

## 区の責務

第三条 区は、レジ袋有料化等の取組の推進を図るために必要な措置を講じなければならない。  
2 区は、レジ袋の使用の抑制に関する区民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

第四条 区民は、レジ袋有料化等の取組に協力する等レジ袋の使用の抑制に努めなければならない。

## 事業者の責務

第五条 事業者は、レジ袋有料化等の取組を行う等レジ袋の使用の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 計画書の作成等

第六条 レジ袋多量使用事業者は、目標を達成するため、規則で定めるところにより、規則で定める計画期間におけるレジ袋有料化等の取組に関する事項を記載した計画書（以下「計画書」という。）を対象事業所等ごとに作成し、区長に提出しなければならない。

2 レジ袋多量使用事業者以外の事業者は、計画書を事業所等ごとに作成し、区長に提出することができる。

3 前二項の規定により計画書を提出した事業者は、その内容を変更したときは、速やかに変更後の計画書を区長に提出しなければならない。

## レジ袋有料化等の取組の実施

第七条 前条第一項の規定により計画書を提出した事業者は、目標を達成するため、当該計画書に基づき、対象事業所等において、レジ袋有料化等の取組を行わなければならない。

2 前条第二項の規定により計画書を提出した事業者は、当該計画書に基づき、レジ袋有料化等の取組を行うものとする。

## 報告書の作成等

第八条 第六条第一項又は第二項の規定により計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、レジ袋有料化等の取組の実施状況に関する事項を記載した報告書を事業所等ごとに作成し、区長に提出しなければならない。

## 概況確認書の作成等

第九条 目標を達成した事業所等を有する事業者は規則で定めるものは、規則で定めるところにより、前年度のレジ袋の使用枚数等を記載した概況確認書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、計画書又は前条の報告書を提出することとなる年度においては、この限りではない。

## 協定の締結

第十条 区長は、レジ袋有料化等の取組に関する必要な事項を定めた協定を事業者又は商店会と締結することができる。

## 計画書等の公表

第十一條 区長は、第六条の規定による計画書の提出又は第八条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を公表するものとする。

2 区長は、前条の規定により協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

3 区長は、レジ袋有料化等の取組の実施状況又は目標の達成状況が優良であると認める事業者又は商店会について、その内容を公表するものとする。

## 区の支援

第十二条 区長は、必要があると認めるときは、レジ袋有料化等の取組を行う事業者又は商店会に対し、当該取組に関する周知その他の必要な支援を行うことができる。

## 指導及び助言

第十三条 区長は、レジ袋有料化等の取組を推進するため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

## 立入調査

第十四条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、レジ袋有料化等の取組の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

## 勧告

第十五条 区長は、第六条、第八条又は第九条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

2 区長は、前条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

3 区長は、レジ袋多量使用事業者のレジ袋有料化等の取組の実施状況が著しく不十分であると認めるときは、当該レジ袋多量使用事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

## 違反者等の公表

第十六条 区長は、前条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前条第三項の規定による勧告を受けたレジ袋多量使用事業者が、正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、杉並区環境清掃審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。

## 委任

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## （附則）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。